

議 事 録

令和6年度四万十町農業委員会1月総会

日 時 令和7年1月28日（火）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的ホール

日 程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | 指定第23号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第24号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第21号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第22号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第5 | 報告第23号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 議案第42号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第7 | 議案第43号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第8 | 議案第44号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第9 | 議案第45号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 欠席 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 欠席 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | |
|----------|----------|
| 18 吉田 健夫 | 23 西内 一隆 |
|----------|----------|

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山川 美恵

会長

それでは改めてにはなりますが、新年明けましておめでとうございます。
本年もどうか皆さんよろしくお願いを申し上げたいと思います。昨年より大変寒さが
続いておりまして、1月に入りましても寒い日が続いております。今日も昼前には雪
が私のところはちらついておりました。数日前には暖かくなっておりまして、このま
ま暖かい春が来るのかなと思っておりましてまた急に寒くなりました。

四万十町は本当に寒いところで2月いっぱい寒いんじゃないかと思っております
ので、また体には気をつけていただきたいと思います。

年末よりインフルエンザの方も流行っております、年を明けまして、正月過ぎた
あたりに一気にインフルエンザが爆発したという状況になっております。それと聞い
たところによりますと四万十町もコロナの患者は中旬頃だいぶ出たおったというこ
とも聞いております。インフルエンザ、コロナ等気をつけていただいて、一年間、ま
た皆さんには頑張っていたきたいと思います。

それと話は変わりますが、1月20日になります、アメリカの大統領トランプ氏
が2回目の大統領になりました。いろいろと強行と言いますか、物議をかましており
まして今まで一番多いような大統領令も出すと、それから各国に関税もたくさんかけ
るといったような状況も聞いております。どんな形でトランプ氏がこれから大統領や
っていくのか、また世界経済がトランプ氏の影響におきまして、どのようになっ
ていくのか、まだ日本にもどのような影響があるのか、いろいろ注意して見守って
いく必要があるんじゃないかと思っています。農業情勢につきましてもいい方向に
していただければいいかなと思っております。

それと、今年は5年に一度の農林業センサスの調査の年になっております。農業委
員会の方も、どうもこのセンサスの調査に協力するという事になっておりまして、
今日お越しの皆さん方も調査員として、今頑張ってくださいとお人もたくさんお
ると思います。寒い日が続いておりますので、体に気をつけて、また回っていただき
まして、期限までにはしっかり調査を終えていただくようにどうかよろしくお願い
申し上げます。それでは、1月最初の総会ただいまより始めたいと思っております
ので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会1月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長
を務めることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号35番 山崎力委員にお願いします。

それではご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

35番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、18番 吉田健夫委員、23番 西内一隆委員から欠席の届けが出

ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第23号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和7年1月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 指定第24号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に5番 佐竹孝太委員と20番 中城康子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第21号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第21号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明します。

議案書は、3ページからです。

件数は窪川地域から5件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番の2筆と2番は同じ地番になりまして、番号1番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号2番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。

番号1番 土地の所在地、米奥字沖野々2012番、地目、田、面積3,022㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計13,503㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年12月20日です。

番号2番 土地の所在地、米奥字沖野々2012番、地目、田、面積3,022㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計6,001㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年12月20日です。

番号3番 土地の所在地、米奥字道泉2021番、地目、田、面積4,766㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年12月20日です。

番号4番 土地の所在地、米奥字道泉2022番、地目、田、面積2,806㎡、外3筆あ

り、合計4筆、面積計11,920㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年12月20日です。

番号5番 土地の所在地、七里字ニノへ甲870番、地目、田、面積2,875㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、令和6年12月24日、引き渡し年月日、令和6年12月31日です。

以上になります。

議長 報告第21号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。
特になければ、報告第21号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第22号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第22号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。
議案書は3ページからです。
件数につきましては窪川地域の1件です。
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。
番号1番 土地の所在地、作屋字西ノ川口778番3、地目、畑、面積13㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計231㎡です。届出日、令和7年1月8日、届出事由、相続。
あっせんについては、希望しないとなっております。
説明は以上です。

議長 報告第22号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務局処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第22号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第23号「非農地証明事務処理報告」について議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第23号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は6ページをご覧ください。今月は西部地域から2件です。
番号1、添付資料は1ページから2ページをご覧ください。
土地の所在地は、打井川字スカ69番3、地目、畑、面積105㎡です。
申請地は、昭和50年頃より不耕作であり、現在は地面には石が多く耕作できない状態となっています。
四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と認め、令和6年12月13日、担当委員との現地確

認の結果非農地証明を発行しております。

続いて番号 2、添付資料は 1 ページから 2 ページをご覧ください。

土地の所在地は、打井川字スカ 70 番 2、地目、畑、面積 89 m²です。外 3 筆あり合計 4 筆、面積は 884 m²です。

申請地は、平成 20 年頃から不耕作で、現在は原野となっております。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、令和 6 年 12 月 13 日、担当委員との現地確認の結果非農地証明を発行しております。説明は以上です。

議長

報告第 23 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 23 号は終わります。

議長

続いて、日程第 6 議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。

議案書は 7 ページからです。申請地の位置は添付資料の 3 ページからになります。件数につきましては窪川地域の 1 件、西部地域の 1 件、計 2 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、数神字本モ屋敷 756 番 1、地目、畑、面積 91 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、イモを栽培する計画となっております。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号 2 について説明します。土地の所在地、下津井字大松山 885 番、現況地目、畑、面積 4,721 m²のうち 3,479 m²です。外 8 筆あり、計 9 筆、面積は 41,120 m²のうち 35,744.9 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、これまでどおり栗を栽培予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

議案書 42 号について事務局の説明が終わりました。

番号 1 番につきまして、私の案件でございます。

番号 1 番について 26 日に、譲渡人、譲受人から確認をしております。現況は畑であることを確認しております。譲受人は農地を有効的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。取得する農地の周辺に営農上悪影響を与えないことも確認をしております。この農地につきましては、譲受人、譲渡人の両者の親が、以前に農地を交換していたという案件で、今回のこの機会

に名義を移すということになったようです。番号1番の所有権移転の贈与の件につきましては問題ないと判断いたしました。

議長 続きます、番号2番について。15番 中原英昭委員。

15番 説明いたします。吉田委員の担当の地区なんですけれども、現在現地確認等できませんので、私が行ってまいりました。譲受人は年間150日以上農作業に従事しているということは聞いております。贈与になっている譲渡人、譲受人との関係ですが、古くからの知人ということです。この当該農地には栗が植わっております。譲渡人がずっと管理しておりましたが、今後の管理が困難ということで、近くに住んでいる譲受人に相談して、この取引に至ったということであります。以上です。

議長 議案第42号について質疑を許します。質疑はありませんか。
35番 山崎力委員。

35番 2番の案件で、これは数年前に利用権設定されていたと思いますが、終わったんでしょうか。

議長 事務局。

事務局 利用権設定は、使用貸借でしたので合意解約が事務局に提出されております。

議長 他に何かありませんか。35番 山崎力委員。

35番 2番のことで、見たからにはもう栗園というよりも山林という形やったがですが、栗の姿が見えてきたような感じでしょうか。

事務局 現地確認した際にはその山というか栗畑のところに道があるのですが、草刈りをして車が入れるようになっていて、茂っているところはあるのですが、栗も植わっており一応栗畑と言える状態ではありました。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第42号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。

議案書は 9 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 添付資料は 5 ページと 6 ページです。

申請地は 1 筆。土地の所在 大井野字スゲタ 524 番、地目、畑、面積 396 m²の農地です。権利事由は、所有権の移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、事務所の新設です。転用理由は、現在、代表理事の個人所有の建物で営業していますが、従業員も増え手狭になったことから、新しく事務所を建築するものです。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、6 ページの土地利用計画図に示している形で、事務所、駐車スペース、資材置場を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北側と東側は太陽光発電敷地、南側は宅地、西側は原野と宅地となっており、特に農地への影響はないものと考えています。土地の造成計画については特になく、整地のみとします。進入計画については、隣接地である 522 番、523 番 1 を通って進入します。なお、通行の承諾書が添付されております。排水計画についてですが、雨水は自然浸透、生活排水は合併処理浄化槽より既存の排水路に排水します。資金計画については、銀行の残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しております。説明は以上です。

議長 議案第 43 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。

番号 1 番について、21 番 岡村博品委員。

21 番 1 月 27 日に、関係者に直接会い、現地確認をしました。

申請に関わる用途に遅滞なく供することの確認、確実性については許可次第、着手するという事確認をしております。

計画面積の妥当性については、進入路になるところを含め問題ないと思います。周辺農地に関わる営農条件への支障の有無は先ほど説明があったように、農地はないので営農への支障はありません。以上の確認の結果、番号 1 番の転用は特に問題ないと判断しました。

議長 議案第 43 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 44 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 44 号 番号 11 番から 34 番までは私が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号 1 番から 10 番までの審議、採決を行い、その後に私が退席し、番号 11 番から 34 番までの審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 44 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は 10 ページからです。添付資料については 7 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 7 年 2 月 3 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 32 件、西部地域 2 件の計 34 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、2 番は受け手が同じなのでまとめて説明をいたします。

番号 1 番、土地の所在地、口神ノ川字壱町切 1708 番、地目、田、面積 2,440 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積計 7,968 m²です。

番号 2 番、土地の所在地、口神ノ川字白皇 1721 番、地目、田、面積 2,870 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 4,853 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 2 月 3 日から令和 12 年 2 月 2 日までの 5 年です。作物は番号 1 番は露地野菜、番号 2 番は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 3 番 土地の所在地、川ノ内字クボヤシキ 162 番 1、地目、田、面積 298 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積計 2,310 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日の 2 年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号4番、5番は受け手が同じなのでまとめて説明をいたします。

番号4番、土地の所在地、替坂本字大田418番2、地目、田、面積1,813㎡です。

番号5番、土地の所在地、平串字沖屋敷1207番1、地目、田、面積4,749㎡です。設定は、番号4番が更新、番号5番が新規になります。期間は番号4番が令和7年3月1日から令和12年2月28日の5年、番号5番が令和7年2月3日から令和12年2月2日の5年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号6番から8番については、農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。

番号6番 土地の所在地、窪川字大平1481番、地目、田、面積2,256㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計8,067㎡です。期間は令和7年2月3日から令和10年2月2日の3年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号7番、8番は受け手が同じなのでまとめて説明をいたします。

番号7番、土地の所在地、大井野字屋敷割623番、地目、田、面積2,092㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計5,160㎡です。

番号8番、土地の所在地、神ノ西字福田400番、地目、田、面積2,782㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計4,393㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年2月3日から令和17年2月2日の10年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号1番から8番の説明は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号9 土地の所在地、浦越字タデノワダ440番、地目、田、面積817㎡です。外2筆あり合計3筆、面積4,636㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年2月3日から令和17年1月31日までの10年になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号10 土地の所在地、大井川字沖川2473番、地目、田、面積523㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年2月3日から令和12年1月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

説明は以上です。

議長

議案第44号 番号1番から番号10番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、3番 谷脇誠郎委員。

3番

借受人に面談を行ってきました。この方ですけれども、十数年前にIターンという形で夫婦で来まして、農業をなかなか手広く経営をしております。また、積極的に営農組合とか、代表にもなってくれている地域の担い手として活躍をしております。今回の案件ですけれども、更新ということで、特に問題はないと判断をいたしました。以上です。

議長

続きまして、番号2番につきましても3番 谷脇誠郎委員です。

3 番 番号 2 番について、同じ方でございまして利用権を設定する方は、町外でして面談を行っておりません。借受人は今回継続ということで特に問題ないというふうに思います。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番について。26 番 甲把雄委員。

26 番 番号 3 番について 1 月 26 日に借受人から話を聞き、農地の確認をしてきました。借受人は長年にわたり農業され、経験も豊富な地域の担い手です。内容も利用集積計画の通りです。更新でもあり、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号 4 番について。7 番 浜田大彰委員。

7 番 23 日に現地を見てきて田であることを確認しております。25 日に借受人の方より話を聞いてきました。賃料の方が水稲やるには少し高いんじゃないかなってというような話もされてましたけども、基本的には生姜を作られている農地ということで、今年は水稲を作りますけれども、また状況を見ながら生姜を植えたりということも考えております。ということで、その都度、賃料の方相談させてもらうってということも言われてましたので、更新でもあり、問題ないかと思えます。以上です。

議長 続きまして、番号 5 番について。29 番 石田芳秋委員。

29 番 番号 5 番について 1 月 25 日に借受人、貸出人に双方に確認をいたしました。これ新規の設定になってますけども、実際は相続による継続の貸借です。借受人は先ほどの案件と同じ、地域で幅広く生姜を中心に農業している方です。特に問題ないと思えます。現状は田であることも確認しております。以上です。

議長 続きまして、6 番から 8 番を。21 番 岡村博品委員。

21 番 番号 6 番についてですが、現地確認を 1 月 26 日、借受人とそれからその日に貸出人のお母さんと面談して話をしました。貸出人は県外在住で営農支援センターに土地を委託して大豆を数年、地区で栽培・管理してもらっていましたが、返還になったそうで、貸出人の母が借受人に相談に行き、借り受けることになりました。借受人は、認定農業者ではありませんが、地域をこれから先担っていく専業米農家です。周辺農地に悪影響を与えることもなく管理ができると考え、特に問題ないと判断します。以上です。

次が番号 7 番と 8 番についてですが、借受人と貸出人双方から確認しました。番号 7 番については貸出人は花き栽培をしながら、水稲を栽培していましたが、昨年コンバインと乾燥機等が故障して水稲栽培を続けようかどうか考えたところ、借受人が近くで水稲栽培しているので依頼したそうです。

番号 8 番の貸出人は借受人の近所で糶摺り等してもらっている間柄でしたが、一昨年から体調崩し、昨年からは借受人に依頼して、水稲の作付けをしてもらってました。

借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手のベテランの専業農家です。利用集積計画のとおり、問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号9番について。11番 小野川隆彦委員。

11番 番号9番を報告します。貸出人のお父さんが昨年亡くなり、今年からはもう田んぼを作らんとに放棄するような状態でしたけれども、借受人の方からそしたら荒らさないようにセンブリを作ろうかなということで、10年間借りて作るようにしました。センブリは、2年で収穫なんでこの一年はまた水稻を作ったりということで、約9年ないし、10年で借受けるそうです。この借受人の父は長年にわたり認定農業者でもありそして借受人も、今年認定新規就者になりました。周囲の土地にも影響はないと思われまます。以上です。

議長 続きまして、番号10番について。34番 平野直人委員。

34番 番号10番について借受人から確認しました。内容も利用集積計画のとおりです。借受人は年間150日以上、聞き取り調査では365日毎日農業をしていることも確認しております。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。再設定でもあり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第44号 番号1番から番号10番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第44号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から番号10番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第44号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から番号10番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号11番から34番の審議を行いますので、議長を宮脇眞弓職務代理に交代して私は退席します。

議長代理 議案第44号 番号11番から34番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

番号11番から番号34番は農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。

受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号11番、土地の所在地、藤ノ川字井ノ川1339番地、地目、田、面積2,207㎡、外66筆あり、合計67筆、面積計146,372㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日の10年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長代理

議案第44号 番号11番から34番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。31番 武市敏男委員。

31番

11番から30番について説明させていただきます。1月23日、24日に借受人と現地確認をしました。借受人は認定農業者でもあり、地域を代表する担い手でもあります。内容も利用集積計画の通りとなっております。補足説明ですが、今回の件ですが、10年前の更新再設定と聞いております。作物も水稻、WCS等を作る予定となっております。現在総面積で2haとなっておりますが、今後また増えていくということも地域をまとめていきたいという風に聞いております。年間150日以上農作業にも従事されており、作業員等につきましても作業があれば約20名程度、人数を動かして作業もできると聞いております。また、周辺農地の悪影響等も与えないように日頃の草刈りと水路の管理等もきれいに行っている地区となっております。以上をもちましても特に問題ない案件と判断します。以上です。

議長代理

議案第44号 番号11番から34番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第44号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号11番から34番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理

挙手全員であります。

よって、議案第44号 四万十町農用地利用集積計画の決定について番号11番から34番は、原案のとおり可決されました。

19番 太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号 11 番から 34 番は、原案のとおり可決されました。
議長を交代します。

議長 続いて、日程第 9 議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。

議案第 45 号 番号 10 番は、議席番号 31 番 武市敏男委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号 1 番から番号 9 番の審議、採決を行い、その後、武市敏男委員に退席していただき、番号 10 番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づく要請について」を説明します。

議案書は 21 ページです。添付資料は 133 ページからご覧ください。

この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっています。

件数につきましては窪川地域の 10 件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、志和峰字石原田 456 番、地目、田、面積、2,325 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 9,924 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は町認可日から令和 9 年 1 月 31 日となっております。

番号 2 番から 4 番までは受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 2 番、土地の所在地、大井野字屋敷割 650 番 1、地目、田、面積、1,012 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 5,848 m²です。

番号 3 番、土地の所在地、大井野字西原開 762 番、地目、田、面積、3,113 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 6,177 m²です。

番号 4 番、土地の所在地、大井野字松カサコ 720 番、地目、田、面積、3,178 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 6,383 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は、番号 2 番が町認可日から令和 7 年 8 月 2 日、番号 3 番が町認可日から令和 7 年 11 月 30 日、番号 4 番が町認可日から令和 9 年 1 月 31 日です。

番号 5 番、番号 6 番は受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 5 番、土地の所在地、大井野字西原開 760 番、地目、田、面積、3,131 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 6,261 m²です。

番号 6 番、土地の所在地、窪川字大平 1475 番、地目、田、面積、1,056 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 3,418 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は、番号 5 番が町認可日から令和 7 年 11 月 30 日、番号 6 番が町認可日から令和 8 年 7 月 31 日です。

番号 7 番 土地の所在地、米奥字沖野々 2014 番、地目、田、面積、4,685 m²です。権利の種類は賃貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は町認可

日から令和12年12月1日となっております。

番号8番 土地の所在地、米奥字道泉2021番、地目、田、面積、4,766㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計10,557㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。作物は、生姜を栽培する計画です。期間は町認可日から令和12年12月1日となっております。

番号9番 土地の所在地、米奥字沖野々2011番、地目、田、面積、2,817㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計8,946㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は町認可日から令和12年12月1日となっております。説明は以上です。

- 議長 議案第45号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、32番 山本誠二委員。
- 32番 番号1番について1月27日に現地確認と借受人から確認しました。現況は田で周辺農地に悪影響を与えないことを確認しました。借受人は認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。内容も促進計画案通り特に問題ないと判断します。以上です。
- 議長 続きまして、番号2番から6番まで一括で。21番 岡村博晶委員。
- 21番 2番からまず4番まで。26日に現地確認をして、27日になかなか本人に会えなかったため、電話確認で聞き取りをしました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手としてこの地区でも水稻を栽培している方です。2番、3番、4番ともに借受人が水稻栽培している近くの圃場で管理等も行き届いている方なので、周辺農地に悪影響を与えることもないと考えます。議案の記載内容も確認しましたので、問題ないと考えます。番号5番6番については同じ日に26日、現地確認とそれから本人に確認しました。この方も認定農業者ではありませんが、地域の担い手として専業農家です。自分の作っている近くの圃場でありますので管理等问题ないと考えます。以上です。
- 議長 続きまして、番号7番から9番について一括でお願いします。
6番 下元誠一郎委員。
- 6番 番号7番についてですが、1月26日に借受人に電話にてお話を伺いました。
圃場も田であることを確認しております。借受人は認定農業者でピーマン、生姜、ネギ等を栽培しており、非常に熱心でパワフルな農業者です。年間150日以上は農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。促進計画案の通りで、問題ないものと判断をいたします。
番号8番についてですが、借受人に1月26日にこの件も電話でお話を伺いました。圃場も田であることを確認しております。借受人は大面積で熱心に生姜栽培に取り組まれている認定農業者であり、地域の頼もしい担い手でもあります。周辺農地に悪影響を与えないことと、年間150日以上、農作業に従事していることを確認しています。促進計画案のとおりで問題ないものと判断をいたします。
番号9番についてですが、農事組合法人の代表の方に1月26日面談をしまして、圃

場も田であることを確認しています。法人として米、飼料米、生姜等栽培をしており、認定農業者にもなっております。年間 150 日以上農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響を与えないことも確認をしています。促進計画案のとおりで、特に問題ないものと判断をいたしました。以上です。

議長 議案第 45 号 番号 1 番から 9 番について質疑を許します。質疑はありませんか。
14 番 吉良榮委員。

14 番 この今までの利用権設定と農地中間管理事業がこう入ったらだいぶ違うがでしょうか。この 2 番と 6 番ですが、町の認可日から片方が 8 月 2 日、片方が 7 月 31 日までとなっておりますが期限が。これで水稲を作った場合、収穫できるかですかね。早い稲でも作るがですか。

議長 事務局。

事務局 期間なんですけど、受け手との契約があって、元々の受け手の人がこう何らかの理由で辞めて、その後に新しい受け手が入ってる関係で、期間がいじれないので、確かに途中にはなってしまうんですが、このこういう周期となっております。

14 番 期限が切れたら更新になるのか。

事務局 公社の担当に確認したところ、周期の近いものは今のところ更新する予定のことです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 1 番から 9 番は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 1 番から 9 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 10 番の審議を行いますので、31 番 武市敏男委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

番号 10 番 土地の所在地、親ヶ内字深沢 482 番、地目、田、面積 2,603 m²、外 12 筆あり、合計 13 筆、面積計 32,633 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は町認可日から令和 10 年 12 月 2 日となっております。

説明は以上になります。

議長 議案第 45 号 番号 10 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明は、私の案件でございます。

番号 10 番について、22 日に借受人から確認をしております。借受人は父の農業を継ぐために十数年前にお勤めをやめられて地元に戻ってきて、以来大変熱心にハウスニラと広い面積の水稻を栽培しており、借受人は認定農業者の認定も受けており、地域の重要な担い手ともなっております。今回は昨年父親がお亡くなりになりましたので、借受人の名義を父親から自分本人に変えたということで内容も促進計画の通り特に問題ないと判断しました。それと添付資料の 177 ページを見ていただきたいですが、面積の方が 80,832 m²となっておりますが、これはお父さんが存命の時に作っておった合計の面積だそうで、今年本人は 6ha 弱になるんじゃないかということで、本人が言っておりました。一人で 6 町ぐらい作ると、なかなか頑張っております。以上です。この件は問題ないと判断を致しました。

議長 議案第 45 号 番号 10 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 45 号「農地中管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 10 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」番号 10 番は、原案のとおり可決されました。

31 番 武市敏男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

武市敏男委員、番号 10 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。

事務局 農地の貸借制度の変更のお知らせのチラシについて説明します。

農業経営基盤強化促進法の改正が行われまして、令和 6 年度末に地域計画の策定に合わせて、相対の利用権設定が廃止となります。

相対の利用権とは、ご存じとは思いますが、A3 の用紙 2 枚で農業委員会に提出してもらっていた個人間での契約の分です。

令和 7 年度以降の貸借は、公社を通じた貸借と、農地法第 3 条の貸借のふたつのみとなります。

新規の相対の利用権設定は廃止とはなりますが、現在契約されている分については、契約期間満了まで有効です。

このチラシは 1 月 24 日（金）の区長文書で、全地区に回覧としてまわしておりますので、農業委員、推進委員の皆様には地区の方からご相談があるかもしれませんが、その際には農業委員会にいつてみいやと声かけをお願いいたします。

また、周りの方で相対利用権を設定したいなど相談などがありましたら、令和 7 年 3 月 10 日までは受け付けておりますので、早めに農業委員会に提出していただくようお願いいたします。

利用権が廃止となり、制度は変わりますが、総会においてのみなさまへお願いする補足説明は、現在とは大きく変わらないと考えております。

また、ご協力よろしく申し上げます。以上です。

議長 掛水誠幸委員から報告がございます。

22 番 1 月 8 日水曜日に 13 時 30 分から一人一時間という取り決めがありますので、2 人の就農相談を受けました。今回は両方とも現在会社員でして、収入が前年度の所得で補助金等が受けれることが決まっていますので、なかなか収入的な金額で農林の補助金を受けることはできませんでしたので、辞めてから 1 年ぐらいは頑張ってもらってからその後、2 年目に就農のそういう条件のついたもので就農していただいたら、町の補助金が活用できるんじゃないかという方向で一応終わりました。それともう一つ、2 月 9 日の日曜日に高知市で就農相談会があることになってます。もし県外の方で四万十町に移住して農業をしたいというような情報があつたら、2 月 9 日に就農相談会が 10 時から 14 時の間であるそうですので、今回、高知市は太田会長が行っていただけるそうですので、皆さんにそういう情報共有をしていただきたいと思います。以上です。

議長 2 月 9 日イオンモールの 2 階のイオンホールというところで、就農相談あるようになってます。私が行くようになっております。また、よかつたら声をかけていただきたいと思います。

それと一点、私の方から役員会で出ておつた部分の報告なんですけど、今回欠席者は 2 名ということで、普段から比べると少ない人数なんですけど、去年の秋から年末にかけて、

欠席者が大変多かった。7名、8名というような、そういったような人数の欠席者がおりましたので、できるだけ出席をしていただきたいということで、皆さん忙しいにもかかわらず、来てもらっておる委員さんもたくさんおりますので、なるだけ忙しくても、これら範囲内で来ていただくということを皆に徹底したいねと。我々、非常勤公務員という形になりますので、しっかり責任を果たしていただくということで、なるだけの出席をお願いをしたいということが役員会で出ておりましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長 その他何かありませんか。6番 下元誠一郎委員。

6番 2月9日に高知市で就農相談会があるということで、太田会長行かれるんですよね。今日、農林水産課に行ったら、米奥の圃場整備とひっつけてでもないけど、農家住宅という農業者の住宅が建つようになってます。農業をやる人の住宅として3戸ぐらい。その情報がありましたら、そこに住めるかもしれませんので、そういうところも聞いてから行ってもらったら、四万十町にも住むところもありますよというアピールにもなると思いますので。法人としてもなんとかそこへ来てもらった人にも法人の仕事も手伝ってもらいたいというようなことも聞いてました。3月頃、募集をするようなことも言ったんですが、そこら辺り情報しっかり集めて、アピールをしてもらったらと思います。

議長 他に何かありませんか。37番 佐々木通委員。

37番 大正地区なので離農農家がかかなり増えてます。それでトラクターが壊れたから辞める田植え機が壊れたから辞めるっていう人がおるんですが、農業委員さんの中で誰か離農したから、もうトラクターも田植え機もいらんっていうような情報交換ができませんでしょうか。

議長 そういう情報交換は大変いいと思います。情報共有することで誰かが欲しい、誰かが譲りたいという情報を皆さんに紹介していくというシステムもあってもいいかなと思います。総会のその他の件のあたりで、ありましたらどんどん皆さんに譲りたいそれから譲ってもらいたい、そういう情報を共有するようしていきたいと思います。

議長 他に何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会1月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時15分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

署名委員 5 番

署名委員 20 番
